

【予算議案】議第1号 平成28年度中津市一般会計補正予算

| ページ | 款 | 項 | 事業名 |
|-----|--|------|------------|
| | 第2表繰越明許費補正 | | |
| 9 | 教育費 | 幼稚園費 | 北部幼稚園改築事業費 |
| 質問① | 繰越となった予算の内容、理由 | | |
| 答弁 | 繰越となった予算の内容及び理由については、移転予定先の用地交渉に時間を要し、用地が確定しなかったことにより、園舎の実施設計及び用地の地質調査委託が実施できなかったことにより繰越を行うものです。 | | |
| 質問② | 繰越事業の完成時期 | | |
| 答弁 | 現在、用地確保についても大筋合意に至っていますので、用地契約締結以後すぐに発注を行えるよう準備を行っているところです。 | | |
| 質問③ | 事業の遅延による児童に与える影響 | | |
| 答弁 | 現在のところ、児童に与える影響はないと考えています。 しかしながら、用地交渉に時間を要したことにより、園舎の建築完成時期が想定より遅れることも予想されますが、平成29年度内完成に向け進めたいと考えています。 | | |

【予算議案】議第13号 平成29年度中津市一般会計予算

| ページ | 目 | 節 | 説明欄の事業名 |
|-----|--|-------|---------------------|
| 10 | 地方交付税 | 地方交付税 | 普通交付税 10,371,765 千円 |
| 質問① | 普通交付税の積算根拠、市の地方交付税（-1.6%）と地方財政計画（-2.2%減）との整合 | | |
| 答弁 | <p>■普通交付税の積算根拠</p> <p>当初予算に計上する普通交付税の積算にあたりましては、本年度（H28）の決定額を基本として、総務省が作成します「地方財政対策」の伸び率を参考にしております。「平成29年度地方財政対策」では、地方の一般財源総額は維持するものの、地方交付税の伸び率はマイナス2.2%となっています。</p> <p>平成29年度当初予算は、前年度当初予算対比では、マイナス1.6%となっていますが、H28年度確定額と比較すると、マイナス2.5%となっています。合併特例期間の終了に伴う合併算定替の段階的縮減の影響額は、約4億8千万円で、積算しております。</p> <p>■地財計画との整合性</p> <p>先述したように、まず、「平成29年度地方財政対策」の伸び率マイナス2.2%を勘案して、本年度（H28）決定額からの減額で予算計上しております。</p> | | |

| | | | |
|-----|--|-----------|---------------------|
| 質問② | 今後の普通交付税の見通し、財政に与える影響、今後どの経費を削減していくのか。 | | |
| 答弁 | <p>■今後の普通交付税の見通し</p> <p>政府は「骨太の方針」において「地方の安定的な財政運営に必要となる一般財源の総額については、平成30年度まで平成27年度地方財政計画の水準を維持する」としているため、平成30年度までは大きな変動はないと考えておりますが、中津市は、合併特例期間終了に伴う合併算定替が段階的に縮減されるため、平成32年度までに2億5,000万円程度のマイナス影響が見込まれます。</p> <p>■財政に与える影響</p> <p>地方交付税は、中津市一般会計歳入の約3割を占めおり、少子高齢化社会の進展による扶助費の増加が想定される中、地方交付税減額を含む一般財源の縮減は、財政運営において影響があると考えております。</p> <p>当市においては、地方交付税等に関する国の動向を更に注視するとともに、現在策定しております「行政サービス高度化プラン」に基づき、自主財源の確保に努め、更なる経費節減、事務事業の見直しを進めることで財政基盤の安定化を図ってまいります。</p> | | |
| 質問③ | 今後どの経費を削減していくのか | | |
| 答弁 | <p>現在策定しております「行政サービス高度化プラン」の取り組み項目を確実に実行し、自主財源の確保及び経費節減、事務事業の見直しを行います。また、起債の発行を抑制し、将来の公債費縮減に努めます。</p> | | |
| ページ | 目 | 節 | 説明欄の事業名 |
| 34 | 地域振興基金 繰入金 | 地域振興基金繰入金 | 地域振興基金繰入金 305,154千円 |
| 質問① | 地域振興基金の目的、当初予算で基金を充当する事業、平成28年度末の地域振興基金の残額、今後の執行計画 | | |
| 答弁 | <p>■地域振興基金の目的</p> <p>地域振興基金は、中津市における市民の連携の強化と地域振興のための事業の費用に充てるため、合併特例債を財源として設置したものです。</p> <p>■当初予算で基金を充当する事業</p> <p>平成29年度当初予算におきましては、利子収入相当分(5,154千円)につきましては、地域振興対策補助金及び周辺地域振興対策推進会議事業に充当しております。</p> <p>元金繰入分(300,000千円)につきましては、「公園整備事業」や「子どもいきいきプレイルーム整備事業」など子育て環境充実のための事業や、「学びに向かう中津っ子支援事業」、「図書活動推進事業」、「教育補助員・学習補助員設置事業」など学びたい教育のまちづくりのための事業など、計8事業に充当しています。</p> | | |

| | | | |
|-----|--|------------|---------------------------------|
| | <p>■平成 28 年度末の基金残高 地域振興基金の平成 28 年度末残高は 3,170,106 千円となる見込みです。</p> <p>■今後の執行計画 平成 30 年度以降に充当する事業は決定していませんが、現在策定中の「中津市行政サービス高度化プラン」において、基金の積極的な活用を取組項目の一つとして掲げており、新たな施策や行政課題解決のため、必要に応じ、基金設置目的に沿った事業へ充当してまいります。</p> | | |
| 質問② | <p>充当する事業が旧町村の市民の連携の強化と地域振興にどのように寄与するのか、使い切った後の地域振興のための財源は</p> | | |
| 答弁 | <p>■充当事業が旧町村の市民の連携の強化と地域振興にどのように寄与するのか 地域振興基金は「市全域の発展に資する特徴的な事業」に充当しております。本基金は新市の一体的な発展に向けて活用するものであり、充当事業の実施地域を限定していません。</p> <p>■使い切った後の地域振興のための財源は 現在策定中の「中津市行財政サービス高度化プラン」により、必要な財源を確保するとともに、国や県の補助制度や交付税算入のある優良債などを最大限活用しながら、地域振興に努めてまいります。</p> | | |
| 242 | 商業振興費 | 負担金補助及び交付金 | 商業振興事業（商店街空き店舗活用事業補助金） 4,000 千円 |
| 質問① | <p>商店街空き店舗活用事業補助金の内容、補助要件、補助対象エリア、過去に実施した空き店舗対策事業の総括と反省を活かした事業の取り組み方法</p> | | |
| 答弁 | <p>■商店街空き店舗活用事業補助金の内容は 商店街振興組合等の組織や任意団体、又は新規出店者が、中心市街地における商店街の空き店舗を活用して行う事業に要する経費を市が補助することにより、空き店舗の利活用を促進し、商店街の振興及び中心市街地の活性化を図るものです。</p> <p>■補助要件は 補助対象者の要件につきましては、商店街振興組合等が実施する共同事業においては、商店街振興組合、事業協同組合、商業者で組織され規約等の定めがある任意団体及びそれぞれの連合組織となります。</p> <p>また、新規出店者については、出店区域の商店街振興組合等の推薦及び商工会議所の所見、経営指導を受けた個人又は法人で、1 週間当たり 4 日以上、かつ、営業日の午前 11 時から午後 4 時までの間の 3 時間を含む時間に営業を行う必要があります。市税の滞納がないこと等が要件となっています。</p> <p>■補助対象エリアは この補助金は、中心市街地における商店街の活性化を図ることを目的としています。したがって、中津駅及び旧城下町を中心とした地域となります。具体的には、平成 26 年 3 月に国の承認を受けました、都市再生整備計画における中</p> | | |

| | | | |
|-----|---|------------|---------------------------------|
| | <p>津市中心拠点再生地区が該当となります。この地域内の、規約等の定めがある商店街であれば補助対象となりえます。</p> <p>■過去に実施した空き店舗対策事業の総括と反省を踏まえ、今回どのように活かすのか</p> <p>過去の空き店舗対策事業としてはチャレンジショップやイベントでの活用等を行ってきました。イベント活用につきましては、空き店舗対策というより、空き店舗を活用した一過性のものでした。チャレンジショップ事業につきましては、家賃補助であったため、補助適用期間後の事業継続が困難となり、創業や新規出店につながりませんでした。</p> <p>今回の事業につきましては、家賃補助等のランニングコストではなく、初期投資に係る経費の一部を助成するものであること、また、要件として、2年以上継続することが見込まれる、商工会議所の経営指導を受けた事業計画の提出を必要としています。</p> | | |
| 質問② | 出店の業種の絞り込みは、この補助金は何年間継続するのか、補助金申請時の事前審査（経営判断、事業の継続性の可否等）の実施 | | |
| 答弁 | <p>■出店の業種の絞り込みは</p> <p>出店区域の商店街振興組合等の推薦を受けた個人又は法人であれば業種は問いませんが、小売業、飲食業又はサービス業等が考えられます。</p> <p>■この補助金は何年間継続するのか？</p> <p>まずは、29年度の事業実績と成果を検証したうえで判断したいと思います。</p> <p>■補助金申請時の事前審査（経営判断、事業の継続性の可否等）の実施は？</p> <p>補助金申請には、事業内容や事業計画について出店区域の商店街の推薦と商工会議所の所見、経営指導を必要としており、これらを踏まえ、市が出店者の適否を判断します。</p> | | |
| 質問③ | 景観まちづくりを進めている諸町、豊後街道筋の出店は補助対象となるのか、商店街をコーディネートする組織、商店街活性化戦略の策定は、 | | |
| 答弁 | 商業者による規約があれば補助対象となります。組織や戦略は、商工会議所との連携により継続可能な店舗出店計画に補助していく計画です。 | | |
| ページ | 目 | 節 | 説明欄の事業名 |
| 248 | 観光費 | 負担金補助及び交付金 | 観光事業費（中津耶馬溪観光協会運営費補助金） 44,978千円 |
| 質問① | 中津耶馬溪観光協会運営費補助金が平成28年度102,458千円から減額となった理由、これ以外の観光協会への補助金 | | |
| 答弁 | <p>■平成28年度から減額となった理由</p> <p>1つは、昨年11月末の一般社団法人化に伴い、収益事業を強化するため、今まで事業費の9割以上を占めていた補助金を市からの受託事業に一部組み替えたことです。</p> <p>もう1つは、観光協会から交付されていた中津祇園や三光コスモス園、山国か</p> | | |

| | |
|-----|---|
| | <p>かしワールドなど30件を超えるイベント補助金約3,300万円を市からの直接交付に変えたことによるものです。</p> <p>■これ以外の観光協会への補助金は</p> <p>市からの補助金は、これ以外にはありませんが、委託事業として「旅行企画事業」「観光PR事業」「観光客おもてなし事業」「観光案内業務」の4つの事業、併せて約4,150万円を観光宣伝事業費および施設管理事業費に計上しています。</p> |
| 質問② | <p>観光協会の平成29年度予算額に占める市の補助金等の比率、会費の比率は、法人化による観光協会の体制強化、観光協会の平成29年度戦略は、</p> |
| 答弁 | <p>■平成29年度観光協会予算額に占める市の補助金の比率、会費の比率</p> <p>平成29年度の中津耶馬溪観光協会当初予算総額は、約9,000万円を予定しており、この内50.3%が補助金、1.4%が会費となっています。</p> <p>また、受託事業収入が43.0%、事業受託手数料や主催するイベント参加負担金、広告収入などの雑収入が5.3%となっています。</p> <p>■法人化による観光協会の体制強化</p> <p>法人化に伴う役員・理事には、商工会議所や市内各地域の観光事業者に加え、体験型観光の事業展開を想定した農業や漁業、林業事業団体、旅行事業者に就任していただいております。</p> <p>また、事務局体制強化の目的で、事業を総括する事業課長の採用を進めており、昨年12月からハローワークを通じて職員を募集しました。20人を越える応募があり、現在、履歴書や論文などの書類選考、面接試験を終え、任用に向けた調整を行っているところです。</p> <p>平成29年度は、この事業課長を中心に、プロパー職員5人、契約職員6人と数名のパート職員の体制となる予定で、事務局長は、市からの出向を予定しております。これまで以上に市と協会とが両輪のごとく連携し、事業効果を高めていきたいと考えています。</p> <p>当協会には、今後、目まぐるしく変わる観光ニーズに柔軟に対応できる組織、営利事業に対応可能な組織、会員および中津市の振興につながる組織づくりをめざし、事務局職員には、一丸となって、誰もが積極的に高い事業スキルを求め、当市の観光振興に邁進していただくことを期待しております。</p> |
| 質問③ | <p>観光協会の平成29年度戦略は</p> |
| 答弁 | <p>中津耶馬溪観光協会是一般社団法人として、今後は、理事会で事業計画、予算を決め、これに沿って事業を推進していくこととなります。</p> <p>協会の定款には、「中津の城下町の歴史文化と耶馬溪を中心とする自然を生かした観光資源の紹介宣伝等により観光客の誘致を行うとともに、地場製品の開発、並びに販路拡大を図り、観光事業による地域の活性化に寄与する」と目的も明記されています。</p> <p>この目的を達成するため、(一社)中津耶馬溪観光協会には、体験型観光の推</p> |

| | <p>進や自然、歴史、文化、スポーツ、食などの観光資源を生かした事業を主軸に、今まで以上に、当市の観光振興を進める実動部隊として、市からの委託事業や補助事業を着実に実行してもらいたいと考えています。</p> <p>これに加え、協会独自の、会員の収益増につながる支援事業、他団体などからの受託事業や広告事業などの収益事業、地域の観光消費の拡大が図られる事業が積極的に展開されることを期待しています。</p> | | |
|-----|---|---|----------|
| ページ | 目 | 節 | 説明欄の事業名 |
| 258 | 建築指導課 | | 空家等対策法事業 |
| 質問① | 危険箇所等撤去業務委託料、危険空家等除却事業補助金の内容、危険空家の指定の方法、市内の危険空家の件数、委託料、補助金の積算根拠 | | |
| 答弁 | <p>■危険箇所等撤去業務委託料と危険空家等除却事業補助金の内容</p> <p>務委託料の内容は、老朽危険な空き家に対して、所有者が判明している場合は適切に管理するように指導、助言していきませんが、空家等の建築物の飛散などにより、危険な状態が切迫している空家等に対して、所有者等への指導や、対応を待っている時間的余裕がなく、市民に危害が及ぶ恐れがあり緊急対応が必要な場合、または所有者等が判明しない空家等に関し、市が必要最低限の範囲で危険な状態を回避するため緊急安全措置を行なうものです。</p> <p>補助金の内容につきましては、管理不全な状態で放置されており、その周辺の住環境等を悪化させている老朽空家等から、周辺住民の安全・安心の確保と住環境の改善及び良好な景観の維持を図るため、老朽危険空き家の所有者等が自ら除却を行う事業に対してその費用の一部を補助するものです。</p> <p>■危険空家の指定の方法</p> <p>指定の方法は、職員が現地に行き目視により確認し指定します。そこで、空き家の危険性と切迫性を確認し、措置が必要であれば、最低限の方法を検討し措置を行ないます。</p> <p>危険空家等除却事業における危険空家の指定の方法につきましては、補助対象となる危険空家等の要件は、空家法に規定する「特定空家等」に該当し、かつ住宅地区改良法の「不良住宅」と判定される建築物で、市内に所在し、補助対象者が所有しているものです。</p> <p>なお、特定空家等や不良住宅の判断は、それぞれの判断基準表を基に職員が現地調査を行い判定します。</p> <p>■市内の危険空家の件数</p> <p>件数は、現在 192 件の管理不全な空き家を把握しています。このうち所有者が不明や相続放棄されている空き家が 7 件ありますが、この 7 件については、現時点で倒壊等の恐れなどの緊急性はないと判断しています。</p> <p>■委託料、補助金の積算根拠</p> <p>委託料の積算根拠は、1 件 10 万円で 3 カ所程度措置を講じることを想定していますが、措置の方法や内容により個々で異なります。具体的な措置内容は、危</p> | | |

| | | | |
|-----|--|---|---------|
| | <p>険を知らせる看板及びバリケードの設置、簡易なものに限った屋根又は外壁及び柵、塀その他の敷地を囲む工作物の著しく破損した部分の養生、スズメバチの巣の撤去などです。</p> <p>補助金の積算根拠は、補助対象物件の除却費用の2分の1の額の範囲内で、国土交通省が定める除却工事費用基準額1㎡当たりの金額(24,000円)に、対象床面積を乗じた額が50万円以上の場合は、50万円を限度に補助するように考えています。</p> | | |
| 質問② | 1件10万円で除却できる延べ床面積、市が撤去した場合の所有者への請求、支払いに応じなかった場合の措置、 | | |
| 答弁 | <p>■1件10万円で除却できる延べ面積</p> <p>外壁等の著しく破損した部分に仮設シート養生等を行う際、特に危険な部分について最低限の範囲で行うことを想定しており、見付面積で20～30㎡程度になると考えています。</p> <p>■市が撤去した場合の所有者への請求。</p> <p>請求は、所有者が判明している空き家に関しては、措置を行うよう指導、助言しますが、切迫性の状況を踏まえ市が緊急に措置を行なった場合は、措置の費用を所有者に請求します。</p> <p>■所有者が支払いに応じなかった場合の措置。</p> <p>支払に応じなかった場合には、督促、催告等の事務を行うことを考えています。</p> | | |
| ページ | 目 | 節 | 説明欄の事業名 |
| 274 | 都市計画総務費 | | 街路事業 |
| 質問① | 平成29年度の宮永角木線の事業費、事業内容、平成28年度末の進捗率、平成29年度末の予定進捗率、 | | |
| 答弁 | <p>■宮永角木線の事業費</p> <p>平成29年度の全体事業費は206,000千円となっております。</p> <p>■事業内容</p> <p>10件の家屋調査、1,357㎡の用地取得、6件の家屋補償、100mの側溝工事、となっております。</p> <p>■平成28年度末の進捗率</p> <p>平成28年度末の進捗率につきましては、事業費ベースで約11%となっております。</p> <p>■平成29年度末の予定進捗率</p> <p>平成29年度末の予定進捗率につきましては、事業費ベースで約22%となる予定です。</p> | | |
| 質問② | 市施工分の完成予定年度、県施工分の進捗状況・完成予定年度 | | |
| 答弁 | <p>■市施工分の完成予定年度</p> <p>完成予定年度は、平成33年度末の完成を目指し整備を進めております。</p> | | |

| | | | |
|-----|--|---------|-----------|
| | <p>■ 県施工分の進捗状況・完成予定年度</p> <p>県施工分の進捗状況及び完成予定年度は、大分県に聞き取り調査を行い、平成27年度から事業着手を行い、今年度は地質調査を行っております。また、関係機関との協議も進め、事業進捗を図っており、完成予定年度につきましては、早期完成に向け、引き続き努力を重ねる旨の回答を頂いております。</p> | | |
| 質問③ | <p>県施工分の早期整備について、回答をいただくだけでなく、市としてどう考えているか</p> | | |
| 答弁 | <p>新年度になりましても、早期整備について積極的に県にお願いしていきたくと考えております。</p> | | |
| ページ | 目 | 節 | 説明欄の事業名 |
| 306 | 学校管理費 | 報償費、需用費 | 小学校保健衛生事業 |
| 質問① | <p>虫歯の原因は、フッ化ナトリウム粒剤の毒性、漱口液中のフッ化物イオン濃度は、学校におけるフッ化物洗口は希釈済みの漱口液ビーブランドを使用するのか、子どもの安全性の確保と実施方法は、</p> | | |
| 答弁 | <p>■ 虫歯の原因は</p> <p>原因は、歯磨き習慣と正しいブラッシングの不十分さ、甘い物を多量に摂取する等があり、食生活歯磨き指導や食に関する指導と合わせて行うフッ化物洗口の必要性があります。</p> <p>■ フッ化ナトリウム粒剤の毒性</p> <p>フッ化ナトリウムを主成分とする顆粒剤であり、劇薬とされていますが、適切に希釈し、使用すれば健康被害等の問題はありません。</p> <p>■ 漱口液中のフッ化物イオン濃度</p> <p>週1回で使用する漱口液のフッ化物含有量は900ppmであり、漱口液10mlに9mgのフッ化物が含まれています。</p> <p>■ 学校におけるフッ化物洗口は希釈済みの漱口液ビーブランドを使用するのか</p> <p>旧下毛地区の小学校でのフッ化物洗口では、「ビーブランド」は使用しません。「希釈用ミラノール顆粒」を薬剤師が希釈したものを使用します。</p> <p>■ 子どもの安全性の確保と実施方法は</p> <p>専門の薬剤師が希釈した漱口液を各学校へ配布し、週1回の学校での実施になります。実施の手順につきましては、毎週1回水曜日の朝の時間帯に、教室又は指定された場所におきまして、薬剤師会が希釈した漱口液（ミラノール・1人10CCずつ紙コップにつき分ける）を、音楽や教師のカウントに合わせ、1分程度、口に含み「ブグブクうがい」をし、紙コップに吐き出させ、ティッシュに吸い取らせ破棄します。実施後は、誤飲などがないか確認をします。</p> | | |
| 質問② | <p>異なる漱口液を選定した経過と決定手続き、選定した理由、ビーブランドとの違いは、ヒューマンエラー等のリスク回避、製造販売元の説明書の使用上の注意は、副作用が出た場合の責任は、</p> | | |

| | |
|------------|--|
| <p>答弁</p> | <p>■異なる洗口液を選定した経過と理由、決定手続きは 異なる洗口液ではなく、希釈をどこでするかの違いであり、成分は同様です。希釈について薬剤師会との調整もでき、経費の面も勘案して、中津市フッ化物洗口事業検討委員会の専門家の意見も参考にしながら担当課で決定しました。</p> <p>■ビーブランドとの違いは 「ミラノール顆粒」を希釈した商品を「ビーブランド」と言います。したがって、「ビーブランド」の成分は「ミラノール」でありますので違いはありません。</p> <p>■ヒューマンエラー等のリスク回避について 市教委で「学校フッ化物洗口マニュアル」を作成し、薬剤師希釈による洗口液の学校への配送や学校保管も適切に行うようにしています。また、事前に「うがい」練習を実施したりするなど誤飲対応も行い、リスク回避を行うようにしています。</p> <p>■緊急時の対応は、 フッ化物洗口のことで何らかの問題が生じた場合は、学校は速やかに教育委員会へ連絡し、その後、各関係機関（フッ化物洗口検討委員会、教育委員会、地域医療対策課、歯科医師、薬剤師等）で協議・対応することにしていきます。</p> <p>■製造販売元の説明書の使用上の注意は 使用上の注意は、1分間口の中で洗口液を歯全体に行き渡らせ、飲み込まないこととなっています。 取り扱い上の注意は、希釈後は30度以下の場所で保管（1ヶ月保存可）となっています。</p> <p>■副作用が出た場合の責任は 事故や副作用が出た場合の責任の所在については、現時点でフッ素そのものが原因の事故や副作用の報告はなく、実施にあたっては問題ないと認識しています。 仮に、問題が発生した場合は、教育委員会を含め責任の所在を明らかにしたいと思っています。</p> |
| <p>質問③</p> | <p>ネットでフッ化物洗口の問題点と検索するといくつも出て来る。日本弁護士会連合会の「集団フッ素洗口・塗布の中止を求める意見書」（医薬品・化学物質に関する予防原則及び基本的人権の尊重の観点から踏まえ、厚生労働省、文部科学省、各地方自治体及び各学校等の長に対し、学校等で集団的に実施されているフッ素洗口・塗布を中止するよう求める。）大分市の開業医の数野委員長（フッ化物振興の危険性のおはなし）等、保護者に対するインフォームドコンセントや同意書、問診票の取り扱いは、</p> |
| <p>答弁</p> | <p>■保護者に対するインフォームドコンセントや同意書、問診票の取扱は 保護者へ対しては、4月のPTA総会などにおいて行うことにしています。歯科医師会や県の体育保健課なども可能な限り参加し、「フッ化物洗口の効果と安</p> |

| | | | |
|-----|--|---|-----------|
| | 全性」などについての説明会を実施し、洗口希望書（同意書）を取り、希望者のみ学校におけるフッ化物洗口を実施します。問診票については提出していません。 | | |
| ページ | 目 | 節 | 説明欄の事業名 |
| 316 | 幼稚園費 | | 北部幼稚園改築事業 |
| 質問① | 測量鑑定委託料と工事請負費の内容、完成予定年度 | | |
| 答弁 | <p>北部幼稚園の改築に伴い移転候補地である、県立中津支援学校の用地について県と交渉を行う中で、幼稚園という同じ教育目的で使うため用地費について減額要望を行ってきたところです。</p> <p>現在、当該用地に係る測量及び鑑定費用の支払いについては、中津市が支払うこととし、用地費については、無償提供ということで県と合意に至ったところです。</p> <p>工事請負費については、園舎建築に必要な本体工事費を計上しています。</p> <p>また、完成予定年度につきましては、平成29年度内完成に向けて作業を進めているところです。</p> | | |
| 質問② | 整備する教室数、講堂の広さ、4歳児保育用の教室の確保、児童クラブ用の部屋の整備、現在の園舎の活用方法、北部小学校の増設用地としての考え方は、 | | |
| 答弁 | <p>整備する教室数、講堂の広さ、4歳児保育用の教室の確保、児童クラブ用の部屋の整備、現在の園舎の活用方法、北部小学校の増設用地としての考え方は現在、移転先用地についても合意に至ったことから、用地の形状等踏まえ今後の実施設計に反映していきますが、その際には北部校区の現在の状況及び今後の需要見込など総合的に勘案し、福祉部局や学校現場とも協議調整を図りながら考えていくところです。</p> | | |

【予算外議案】

| 議案番号 | 件名 |
|------|--|
| 45号 | 第5次中津市総合計画基本構想について |
| 質問① | 旧町村ごとにエリア構想を作らなかった理由、各事業を有機的に繋げる地域振興プランの策定、過疎地域における少子化・人口減少対策、総合戦略を実行する地域自治組織の組織化、過疎地域のコミュニティ維持に向けた住民意識の喚起を促す仕掛けづくり |
| 答弁 | <p>中津市が抱えている課題は、施策ごとにその対象範囲が異なり、また複数の地域で同じ課題を抱えている場合も多くあります。そのため、ビジョンや目標は市民のライフステージごと、あるいは施策分野ごとに定めることが適切と考えております。</p> <p>なお、第五次総合計画案は、中津市として目指す将来都市像を「暮らし満足No.1のまち中津」と定め、その実現に向けた基本目標及びまちづくりの理念を挙げていますが、その中で「市全域を俯瞰する視点を持つことに加え、地域ご</p> |

| | |
|-----|---|
| | <p>との特性に配慮したきめ細かな対応や、地域間の連携をより高める施策を展開することで、山国川上下流域の一体的な振興に努める」ことを掲げております。</p> <p>また、具体的な取り組みとして、基本計画に地域コミュニティの活性化、移住促進などに取り組むとしています。</p> |
| 質問② | 山国、耶馬溪、本耶馬溪支所における限界集落の活性化ビジョン |
| 答弁 | 小規模集落に活性化ビジョンは、総合計画の中で示されていますので。その中でしっかりとやっていきます。 |
| 質問③ | 支所毎の具体策は、 |
| 答弁 | <p>本耶馬溪支所管内の人口は、平成 17 年 4 月から今年度の 4 月までの間に 921 人の減、率にして約 23%減少しています。</p> <p>また、中津市及び大分県では、65 歳以上の住民が半数を超える集落を「小規模集落」と定義しています。この定義による小規模集落数は、支所管内の 123 集落のうち 48 集落、39%となっています。</p> <p>こうした現状を踏まえ、総合計画に記載の通り「地域おこし協力隊などを活用した人的支援も含め、それぞれの地域の課題に応じた取り組みに対する包括的な支援」を行ってまいります。</p> <p>耶馬溪支所では、地域住民の皆様からも、人が少なくなることを憂う声が多く聞かれます。</p> <p>そういったことから、今住んでいる人が今後も安心して住み続けられる施策、また、新たな方に住んでもらえる施策が重要であると考えます。</p> <p>耶馬溪支所管内の人口は、平成 17 年 4 月から今年度の 4 月までの間に 1,389 人の減、率にして約 25%減少しています。また、小規模集落数は、支所管内の 80 集落のうち 30 集落、38%となっています。</p> <p>こうした現状を踏まえ、総合計画に記載の通り「地域おこし協力隊などを活用した人的支援も含め、それぞれの地域の課題に応じた取り組みに対する包括的な支援」を行ってまいります。</p> <p>山国支所管内の人口は、平成 17 年 4 月から今年度の 4 月までの間に 921 人の減、率にして約 27%減少しています。また、小規模集落数は、支所管内の 78 集落のうち 43 集落、55%となっています。</p> <p>こうした現状を踏まえ、総合計画に記載の通り「地域おこし協力隊などを活用した人的支援も含め、それぞれの地域の課題に応じた取り組みに対する包括的な支援」を行ってまいります。</p> |